

# 水田農業を営む農業者の皆様へ

## 「5年水張りルール」見直しのお知らせ

水田活用の直接支払交付金の交付対象農地について、  
令和7年度より以下の通り見直しが行われ、

**連作障害回避の取組も水張りを行ったとみなすこととされました。**

<令和5年度より>

水田活用の直接支払交付金については、5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降交付の対象としない方針とされています。



### これまで

- 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします。
- ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
  - ① たん水管理を1か月以上行う
  - ② 連作障害による収量低下が発生していない

### これから

- 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします。
- ただし、以下のいずれかに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
  - ① たん水管理を1か月以上行う
  - ② 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（たい肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付け、その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいう。）を実施したことが確認できること

<令和7年度要綱改正>

連作障害を回避する取組の具体的な内容や確認のための事務手続きは裏面をご覧ください。

問い合わせ先	電話番号
JA山口県防府とくち統括本部 営農経済部	0835-23-6825
防府市 農林水産振興課 農政係	0835-25-2358
山口市農林水産部 徳地農林振興事務所	0835-52-1115
山口農林水産事務所 農業部	083-922-5249
【制度について】中国四国農政局 山口県拠点	083-922-5412

※問い合わせの内容によっては、国(農林水産省)の判断を要するため、回答に時間を要することがあります。

# 連作障害を回避する具体的取組について

## 具体的取組メニュー

※国の制度変更によって、取組内容が変わることがあります。

取組項目	取組要件
土壌改良資材の施用	地域の栽培暦または袋の表示に沿って施用すること。
有機物の施用	地域の栽培暦または袋の表示に沿って施用すること。
土壌に係る薬剤の散布	薬剤の使用基準に沿って施用すること。
後作緑肥の作付け	地域の栽培暦または袋の表示に沿って施用すること。
病害虫抵抗性品種の作付け	抵抗性台木の使用など
その他	太陽熱消毒、温湯消毒など

## 提出書類

上記の連作障害を回避する取組を行った場合、**「連作障害回避の取組実施確認書」**を、防府徳地地域農業再生協議会へ提出をお願いします。

※JAへ出荷されている場合は作業日誌、栽培管理記録簿等で確認しますので手続き不要です。

- なお、上記取組メニューに無い取組については、連作障害回避の取組に該当するかどうかを、事前に防府徳地地域農業再生協議会へ問い合わせください。

## 5年水張りルールの変更に伴う留意点について

- 令和4年度から令和6年度までに「たん水管理を1か月以上実施した方」について、連作障害による収量低下の確認は必要ありません。

※令和9年度以降の水田政策については、作物ごとの生産性向上に向け、抜本的に見直しが行われるが、**「農業者の皆様の不利益とならないよう」**、令和8年度末までに、交付対象水田としての要件を満たしておくことが望ましい。